

# 障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

平成30年3月

文部科学省 生涯学習政策局  
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例

# 「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

- 文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進。

## 推進体制

生涯学習政策局  
生涯学習推進課  
障害者学習支援推進室

室長

室長補佐 生涯学習推進課課長補佐  
特別支援教育課専門官

係長

係員 生涯学習推進課係員

※網掛けの者は専任

## 特別支援総合プロジェクト 特命チーム

### ・生涯学習政策局

生涯学習推進課長  
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長  
生涯学習推進課 課長補佐  
社会教育官

### ・初等中等教育局

特別支援教育課長  
特別支援教育企画官  
特別支援教育課 専門官

### ・高等教育局

学生・留学生課 課長補佐

### ・スポーツ庁

健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長  
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐

### ・文化庁

芸術文化課 課長補佐

### ・厚生労働省(オブザーバー)

社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 課長補佐  
職業安定局 雇用開発部  
障害者雇用対策課 課長補佐

(平成29年4月1日現在)

## 「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出①

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)

### ～大臣メッセージ ポイント～

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。  
その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の 学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

# 「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出②

- 同日（4月7日）付で、地方公共団体等への通知を関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長

## 「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

### 第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

- 「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
- 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。

### 第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定※1。適切な候補の推薦を依頼。
- ※1：5月9日付で都道府県等に推薦依頼、10月17日に決定。

### 第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。

### 第4 「Specialプロジェクト2020」について

- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署・団体等が連携した体制の構築を依頼。

### 第5 障害者による文化芸術活動の充実について

- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
- 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。

### 第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

- 近日中に告示予定※2の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
- 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。 ※2：4月28日付で告示済。

### 第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。

### 第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実を努めるよう依頼。

## 障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令①

## 障害者の権利に関する条約(抄)(平成26年2月批准)

## 第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保**する。(以下略)

2～4 (略)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、**成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保**する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

## 第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適切な措置をとる。(以下略)

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3～4 (略)

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適切な措置をとる。(以下略)

# 障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令②

## 教育基本法（抄）

### 「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告」より （生涯学習関係）

(16.5) 教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。

**第三条** 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

**第四条** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

**第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

## 障害者基本法（抄）

**第三条** 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

## 具体化

### I. 差別を解消するための措置

#### 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

#### 合理的配慮の提供

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

努力義務

#### 具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
  - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
  - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

#### 実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

#### 相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

#### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

#### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

# 障害者の生涯を通じた学習活動の充実に関する閣議決定等

## 経済財政運営と改革の基本方針2017

(平成29年6月9日閣議決定)

### 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

#### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

##### (2) 人材投資・教育

##### ② 教育の質の向上等

…**障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。**

#### 2. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

##### (3) 共助社会・共生社会づくりに向けた取組

…社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

市町村における地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備を推進する…

## 人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点整理

(平成29年3月28日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議)

### 4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点

#### (2) 社会教育に期待される役割と方向性

##### (社会教育に期待される三つの役割)

##### ② 社会的包摂への寄与

○…特に、障害者が、**学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいをづくり、地域とのつながりづくりに貢献していくことが重要である。**

## 未来投資戦略2017

(平成29年6月9日閣議決定)

### 5. 人材の育成・活用力の強化

#### ⑥ 障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや企業への研修実施、キャリア教育など**生涯を通じた学習の充実**等を通じて、障害者の希望や能力を生かした就労支援の取組を進める。

## 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日教育再生実行会議)

### 3. これまでの提言の確実な実行に向けて

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育(第九次提言関連)

・障害のある人が**学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実**する。

## 公民館の設置及び運営に関する基準〈抜粋〉

(平成15年文部科学省告示第112号)

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(略)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例

# 平成29年度予算事業

## 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な平成29年度予算事業

### ○Specialプロジェクト2020（新規）7,600万円

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施

### ○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規）3億4,500万円の内数

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援

### ○地域学校協働活動推進事業（拡充）64億3,500万円の内数 【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

コーディネーターを中心として、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校を含め、全国的に推進

### ○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）116億円の内数

【担当：文化庁芸術文化課】

#### ・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興に必要な芸術活動や障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果発表のための公演・展覧会の開催等を実施

#### ・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちへの文化芸術の鑑賞・体験機会を提供

小中学校等の子供たちへ障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供

#### ・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用した、地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援

### ○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（新規）

4,500万円 【担当：高等教育局学生・留学生課】

大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成

# 特別支援総合プロジェクト特命チーム 当面の取組

- 平成29年度予算事業を推進するとともに、以下の取組を進める。

## 当面の取組

### 各方面への周知・機運醸成

#### ○各種会議における説明・依頼

都道府県・市町村等の関係者が参加する会議等において、大臣メッセージ等について説明、取組の充実や体制整備を依頼。

#### ○公益社団法人日本青年会議所(JC)とのタイアップ

JCによる障害者支援のためのチャリティラン(4/29)を契機として、タイアップ宣言(7/7に大臣と青木会頭が調印)及びJCサマーコンファレンス(7/22に義家副大臣が登壇)など、JCと連携し機運を醸成。

### スペシャルサポート大使

著名な障害者や支援者を「スペシャルサポート大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報に協力いただくことで、機運を醸成。8月29日に、任命式を実施。

### 文部科学大臣表彰の創設

障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体への表彰制度を創設。各都道府県等からの推薦・審査を踏まえ、10月17日に対象者を決定。12月7日に表彰式を実施。

### スペシャルサポート・キャラバン

障害者の生涯を通じた学習支援について、現場の実態、課題を把握し、改善につなげるため、各都道府県の教育委員会と特別支援学校等を訪問し、意見交換を実施。

### 地方公共団体における体制整備

地方公共団体における、①障害者の生涯学習支援の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼(4/7)、②国との連絡調整を行う都道府県の担当窓口を把握。市町村の担当窓口について確認中。

### 障害者の生涯学習に関する実態調査

障害者の生涯学習活動や多様な主体による学習プログラム提供の実態、支援ニーズ等に関する調査を実施。

### 平成29年度事業の総点検

平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検の結果を踏まえた事業の見直しを実施。

### 平成30年度予算案

既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育・文化・スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分捉えながら、予算案計上。

# 日本青年会議所（JC）との連携 ～みんなのNIPPON共生社会プロジェクト～

## タイアップ宣言 調印式 H29.7.7



## タイアップによる取組

- 4月29日 障害者支援のためのチャリティランで義家副大臣と青木会頭が共に走り、チャリティを日本障がい者スポーツ協会に寄付
- 7月 7日 松野大臣と青木会頭によりタイアップ宣言の調印

※ 7日の調印式を踏まえ、JCでは、全国各地の青年会議所における取組として、以下を政策キットとして発信

- ①日の丸チャリティラン
- ②障害者総合支援意思共有サミット
- ③障害者総合支援協議会による活動の実施

### 障害者の生涯に寄り添った支援に関する タイアップ宣言

平成29年7月7日

障害のある方が、生涯にわたり自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにするため、文部科学省と公益社団法人日本青年会議所はタイアップし、教育、スポーツ、文化や就労等の全体にわたり、障害のある方の生涯に寄り添って支援していくことをここに宣言します。

このタイアップにより実施する事業やイベントについて、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見聞え、「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」と称し、広く全国で展開していきます。

このことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、思いやりの心のもとに支え合う、共生社会を実現していきます。

文部科学大臣 松野 博一

公益社団法人 日本青年会議所  
第66代会頭 青木 照護

署名 松野博一

署名 青木照護



## タイアップのロゴマーク 及びロゴコンセプト

### お互い様の世の中で。

誰にだって、ちょっとしたハンデはある。  
たとえば、人前で話すのが苦手だとか、  
数字が苦手だとか、文章が苦手だとか。  
一方で、得意なこともある。  
信じられないくらいの段取りをする人がある、  
録音かと思うほどのスピーチをする人もいる。  
私たちはみんな、苦手なこと助けられ、  
得意なことでの役に立つことができる。  
これは少し言い過ぎなのかもしれないけど、  
障害は、苦手なことひとつではないのだろう。  
そう考えると、障害者が健常者を助けることもある、  
健常者が障害者を助けることもある、という考えになる。  
「お互い様だよ」と言って助け合ってきた日本人にとって、  
新しいことではない。  
障害者と健常者が当たり前のように助け合う社会ができると思う。

お互い様という、どこかに安心感をまとうこの言葉を胸に、  
みんなのNIPPON共生社会プロジェクト、はじまります。

# 「スペシャルサポート大使」 任命式

●平成29年8月29日、オリンピック銀メダリストの有森裕子さんやヴァイオリニストの川畠成道さん、ラジオDJのレモンさんこと山本シュウさんなど6人の皆様にお越しいただき、障害者の一生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する「スペシャルサポート大使」の任命式を行いました。

●文部科学省の障害者学習支援推進室では、障害のある方々が、学校卒業後も一生涯を通じて教育や文化、スポーツなど様々な活動が続けられる環境づくりの大切さを全国に広め、福祉、保健、医療、労働等様々な分野との連携を全国的に進める取組を行っています。

●この取組を全国的に普及・啓発する為、力強い皆様に「スペシャルサポート大使」となっていました。

この日出席頂いた6名に、林大臣から任命証を交付しました。

## 【出席者】

有森裕子さん(公益財団法人スペシャルオリンピックス日本理事長)

大日方邦子さん(一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長)

河合純一さん(一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長)

川畠成道さん(ヴァイオリニスト)

横溝さやかさん(studio COOCA所属作家)

レモンさんこと山本シュウさん(ラジオDJ)



●任命させていただいた大使は8名で、書道家の金澤翔子さんと女優の東ちづるさんからは、この日の為にメッセージを頂きました。

●林大臣は、「スペシャルサポート大使の皆様には、障害のある方の一生涯を通じた多様な学習の充実に向け、広く国民の皆様はこの取組の重要性をアピールするお手伝いをお願いしたいと思っております。スポーツや文化芸術、マスコミ等々幅広い分野で活躍しておられる皆様の力をお借りすることにより、より効果的かつ強力に全国の皆様への発信ができることと大いに期待しております」と挨拶しました。

●大使の皆さんには2020年までの任期中、教育・スポーツ・文化芸術等の分野のイベントへの参加やご自身のSNSでの発信など、広報や啓発活動等への協力をお願いする予定です。

## 【参考】林大臣が上野の森を訪れ、金澤翔子さんの書展を鑑賞

※文科省HPより（一部追加）

**金澤翔子**さんは、文部科学省の障害者の一生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する「**スペシャルサポート大使**」になっていただいております、省内の**障害学習支援推進室の看板も書いて頂いています。**

書展には、金澤さんが10歳の時の作品から最新作まで60点以上が並び、林大臣は、金澤泰子（翔子さんの母親）さんに、力強い作品の数々を説明していただきながら鑑賞しました。

また、内覧会では、翔子さんによる揮毫が行われ、『翔』が書き上げられました。翔子さんは、「皆さんに元気とハッピーと感動、心を込めて書きました」と話されました。

林大臣は、「素晴らしい、パワーをもらいました」と感想を述べました。



# 平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について

## — 平成30年度に向けた事業の見直しへ —①

### 目的

第193回国会における文部科学大臣の所信においては、「障害のある方の生涯を通じた学びを支援する観点から、文部科学省の実施する様々な施策を改めて見直す」こととしている。

このことを受け、文部科学省として、平成29年度事業について、障害者支援の観点から対応がなされているか点検するとともに、新たな観点で取り組むことがないか、全省的に見直しの検討を行うもの。

本総点検を通じ、文部科学省として、障害者支援の観点から事業の充実を図るとともに、地方自治体・関係団体における機運醸成、意識改革、取組推進を図る。

### 点検結果の概要

文部科学省における平成29年度事業について、所定の分類に該当するか点検を実施した結果、平成29年度の全426事業中、何らかの積極的な障害者支援等の取組を実施しているもの、又は実施予定のものは、281事業(約7割)であった。

※事業の単位は、平成28年度行政事業レビューをもとに、平成29年6月時点で更新したもの。また、各分類の事業数については複数回答あり。

※なお、障害者支援の観点から対応できない事業もあり、例えば、事業の趣旨・目的や経費の性質からなじまないもの（例：大規模研究開発機器の整備費、国際機関への拠出金）、既にテーマ設定や公募済のものなどである。

※ 障害者支援等に係る主な平成29年度事業

- ① 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な事業
- ② 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
- ③ 障害者スポーツに関する主な施策

# 平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について

## — 平成30年度に向けた事業の見直しへ —②

### 点検結果を踏まえた対応

- 今後、文部科学省として共通的に対応可能と考えられる主な取組の例は、右記のとおり。
- 障害者支援の観点から積極的な取組が実施できていない事業をはじめ、文部科学省の全事業について、主な取組の例も参考にして、平成30年度に向けた見直し(改善や充実など)を検討していく。見直しの検討は、各事業の特性を踏まえつつ行う。
- なお、既に公募済などの理由により、現時点での対応が難しいと考えられる事業についても、例えば、採択通知の際に障害者への配慮を念頭に置いた事業の実施を促すなど、平成29年度中に運用上対応できないことがないか検討する。

<文部科学省として共通的に対応可能と考えられる主な取組の例>

#### 【実態調査・調査研究事業等】

- 委託調査における、障害者支援の現状把握
- 調査研究事業等における、障害者支援関係のテーマ設定
- 障害者就労施設等への業務発注  
(報告書等の印刷、データ入力業務など)

#### 【委託・審査事業等】

- 補助事業等における、障害者支援メニューの創設
- 公募要領等への、障害者支援に係る経費の計上が可能である旨の明記
- ガイドライン、事例集等における障害者支援の観点の項目創設

#### 【試験・イベント事業等】

- 試験等実施時における、障害者支援の観点からの配慮  
(点字使用・別室受験等)
- イベント実施時における、①施設のバリアフリー、②情報アクセシビリティ、の適切な確保・配慮
- 文部科学省における障害者差別解消法に係る対応の徹底、及び委託先等へ「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を配布する等、周知徹底

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例

共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化等の取組を新たに実施・拡充

## 1. 特別支援学校等

### ○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実



14,909百万円

障害のある児童生徒等の自立と社会参加に向けた取組の更なる充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築

### ○特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)

#### ●Specialプロジェクト2020

48百万円

2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するための体制整備、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり等を実施

### ○障害者の文化芸術活動の充実(拡充)

#### ●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

98百万円の内数

#### ●特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

5,274百万円の内数

#### ●小・中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

5,274百万円の内数(再掲)



### ○地域学校協働活動推進事業

6,012百万円の内数

「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実



## 2. 大学等

### ○社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

40百万円

関係機関の連携を強化し、支援手法等の研究・開発・蓄積・展開

### ○放送大学における障害者の学習支援体制の推進

7,784百万円の内数

放送大学において、障害のある学生の受け入れや教育支援体制を推進

## 3. 学校卒業後

### ○学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業(新規)

106百万円

#### ●障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

73百万円

社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長するため、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する研究を実施

#### ●生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

10百万円

障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等について調査研究

#### ●人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

24百万円



### ○特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)

#### ●地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト

(新規) 36百万円

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備



### ○障害者の文化芸術活動の充実(拡充)

#### ●障害者が文化芸術活動に参加・接する機会の提供

◎NPOメディア・アクセス・サポートセンター

1,250百万円の内数

#### ●障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり

1,110百万円の内数

#### ●文化芸術創造拠点形成の推進

2,312百万円の内数

#### ●全国各地で障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

2,799百万円の内数

#### ●障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

1,344百万円の内数



## 趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務。

このため、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。

## 事業内容

### (1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

7.3百万円

- 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、

(ア) 学校から社会への移行期

(イ) 生涯の各ライフステージ

における効果的な学習に係る具体的な学習プログラム<sup>(※1)</sup>や実施体制<sup>(※2)</sup>、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施(14箇所)

※1：学習プログラムの例

- 学校卒業直後の者に対する、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム
- 生涯の各ライフステージにおいて必要となる、社会生活を自立して送る上で必要となる知識やスキルの習得のためのプログラム



※2：実施体制の例

- 障害者青年学級等の取組を行う公民館等の施設
- オープンカレッジや公開講座等を行う大学
- 同窓会組織等が卒業生対象の取組を行う特別支援学校
- 学習支援に取り組む企業、社会福祉法人、NPO法人、実行委員会・コンソーシアム等



- 上記においては、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置やボランティアの活用方策に関する研究も実施



### (2) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

1.0百万円

【実施主体】  
民間団体  
(企業、NPO法人等)



【内容】

共生社会の実現に関する効果的な対応策を立案するため、障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析。

成果や課題を共有

### (3) 人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

2.4百万円

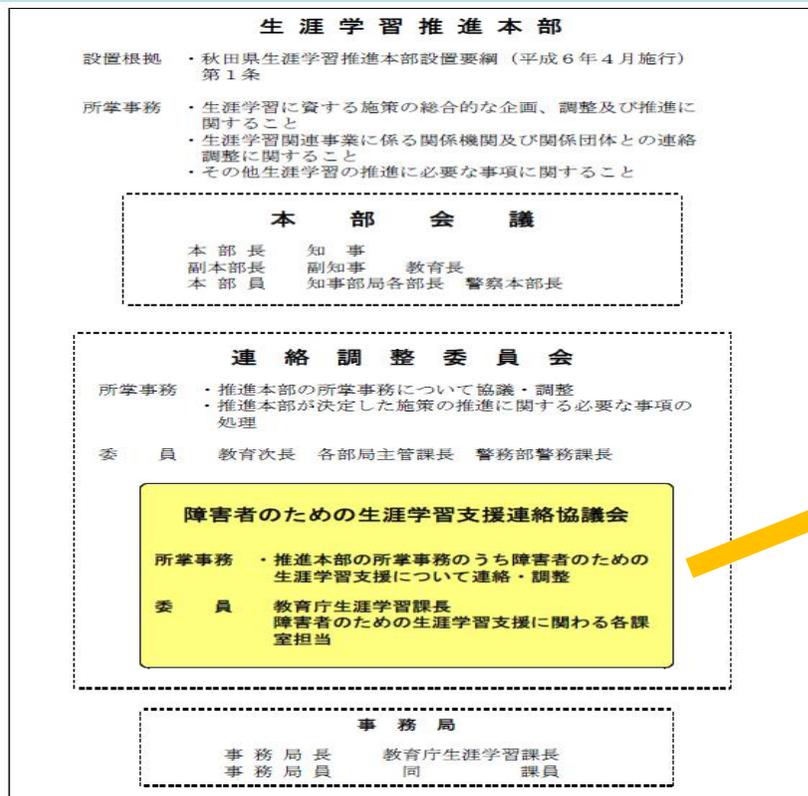
- ・ 実践研究に係る支援者向け研修会
- ・ 障害者参加型フォーラム
- ・ 事業の審査・評価、委託先等への助言、障害者の学習機会の整備方策等を検討する有識者会議を実施 等

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例

# 秋田県における「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」の設置と市町村の取組促進

- 秋田県においては、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を総合的に支援するため、庁内関係部署が連携した体制を充実する観点から、県生涯学習推進本部(本部長:知事)に「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を新設(平成29年9月4日)。障害者のための生涯学習支援に必要な体制づくりについて協議し、関係各機関と連絡・調整。(関係課の事業等の取組・現状について、とりまとめ済)
- 秋田県内の市町村教育委員会委員長・教育長会議を、障害者の生涯学習支援をテーマに開催(平成29年11月10日)。「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体の実践事例紹介、文部科学省の取組説明・意見交換。

## 「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」組織図・構成員



障害者のための生涯学習支援連絡協議会委員	
教育庁生涯学習課長(委員長)	
次の各課室担当	
あきた未来創造部 [あきた未来戦略課高等教育支援室]	
観光文化スポーツ部 [文化振興課、スポーツ振興課]	
健康福祉部 [障害福祉課]	
産業労働部 [雇用労働政策課]	
教育庁 [総務課、特別支援教育課、幼保推進課、義務教育課、 高校教育課、保健体育課、生涯学習課]	
計	13人

# 国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

## 経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらず活動”を志向。
- 障害者青年学級等の活動を“障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”と捉え直すとともに、公民館を中核に据えてコーディネーターとしての役割を果たすことで、積極的に活動を推進。



## 工夫点・ポイント

### 【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 公民館を中心として、**教育から福祉・労働分野に至る市内関係部署や、若者サポートステーション・社会福祉法人などの関係団体と連携し**、「自立に課題を抱える若者支援」の取組を実施。  
(例：新たに「中高生の学習支援」(地域未来塾)事業を開始、発達障害や外国にルーツのある中高生の支援も展開する、等 ※右下の活動写真参照)

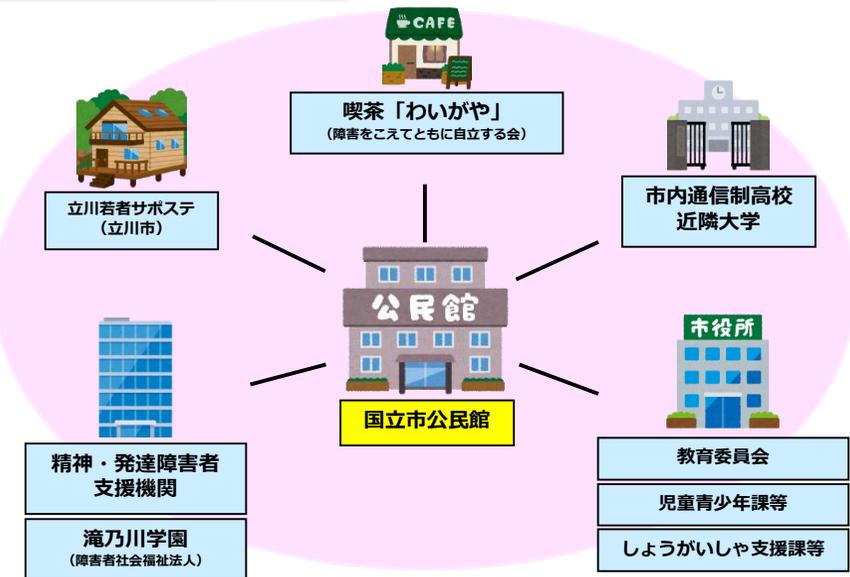
### 【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 公民館における「しょうがいしゃ青年教室」や「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」といった**各プログラムが相互に連携して活動を展開**。  
(例：「しょうがいしゃ青年学級」の学級生が「わいがや」での喫茶実習に参加する、等)

### 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 公民館の**職員にコーディネーターの役割を付与し、関係部署・団体等との連携を進めるとともに、市内関係部署とも協働して人材配置・活用を促進**。

## 実施体制



## 取組の成果

- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”を発展させて、新たに「自立に課題を抱える若者」のニーズを顕在化することができた。また、こうしたニーズに対し、公民館による学習支援・中間的就労・コーディネートが有効だと明らかになった。
- 公民館職員に付与したコーディネーターの役割について、特に若者の継続参加を支える「ユースワーク」と、関係機関・支援者等を繋ぐ「ネットワーク」の両面が重要であることを示すことができた。
- 公民館の機能を補完するために有効なネットワークの構築準備に着手できた。



# 京都市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

## 経緯・概要

- ①基本的知識を養う継続的な学習による社会的・職業的自立、②相互交流を通じた種々の困難の改善・克服、社会参加への態度の育成、③クラブ活動等を通じた余暇の活用、趣味の拡充による生きがいの形成を主な目的として「**障害のある市民の生涯学習事業**」を昭和47年度から予算化。（**市独自事業**）
- 知的障害者の学習のための施設提供・相談等を実施する「**知的障害者学習ホームひかり学園**」を昭和58年より展開。（**市独自事業**）
- また、**特別支援学校において同窓会**を年1回実施。



## 工夫点・ポイント

### 【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 障害のある方への生涯学習事業等については、**教育委員会が窓口として対応**するとともに、障害者スポーツの振興や就労支援等は障害者福祉担当部局が対応。
- 呉竹総合支援学校においては、Specialプロジェクト2020体制整備事業を活用して関係団体と連携した芸術・スポーツの祭典を開催予定。
- NPO法人「**天オアートKYOTO**」と協働した**文化芸術活動**を推進  
(NPO法人障害者芸術推進研究機構において、特別支援学校卒業後の障害者の多様な余暇活動の創出や作品販売・商品化等に取り組んでいる)

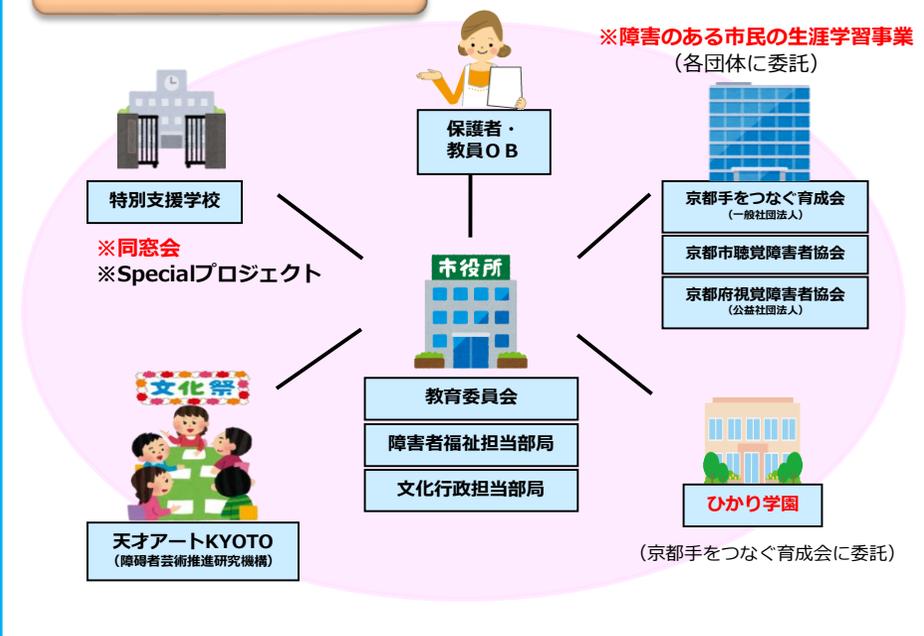
### 【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 市から、**企画実施や運営方法に関するノウハウを有する団体に活動を委託**して、生きがいづくりや社会参加につながるプログラムを実施。

### 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 特別支援学校卒業生の**保護者や特別支援学校教員OB等が、指導者や運営の中核**を担う。

## 実施体制



## 取組の成果

- 視覚、聴覚、知的障害の各障害種に対応した生涯学習事業を通じ、生きがいづくりや社会参加に寄与。
- 教育、スポーツ、文化の各分野で特色ある活動が展開。
- 特別支援学校卒業生の保護者や特別支援学校教員OB等が、知見や経験を生かしつつ事業の運営に当たる。



# 都立あきるの学園（特別支援学校）における放課後子供教室に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

## 経緯・概要

- 都立あきる野学園（特別支援学校）のPTA主催で始まった「あきるのクラブ」は、学校、地域、企業と連携し、「チームあきる野」として、放課後子供教室の委託を受けて、学校内を主な活動場所として実施。また、様々な企業からCSR活動の一環としての協力を得て活動をしている。
- 特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させるとともに、地域における障害者の生涯学習の場を提供することを目的に実施（平均参加児童生徒数は、各回80名程度）。



## 工夫点・ポイント

### 【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 「チームあきる野」を中心として、**地域の団体や企業等と連携**し、各種の取組を実施。
- 障害の有無・種別や年齢を問わず、近隣学校の児童生徒の参加も受け入れるなど、**地域に対して開かれた活動を展開**。

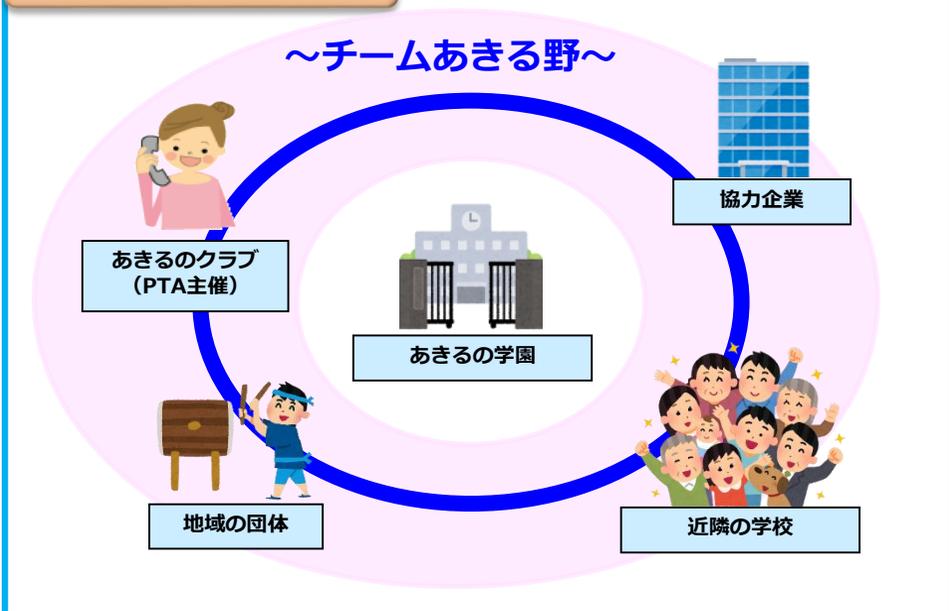
### 【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 地域の太鼓クラブが指導する太鼓教室や、企業がコーディネートし外国人従業員が講師として運営するプログラム「外国語で遊ぼう」など、**実施主体がそれぞれの強み・得意分野を活かしたプログラムを展開**。

### 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 学校・PTA関係者から地域の団体・企業に至るまで、**関係者が「チームあきる野」として一堂に会する**ことで、組織的に活動を展開。
- 活動時に**「特別支援サポーター」を配置**することで、きめ細やかな配慮を実施。

## 実施体制



## 取組の成果

- 地域住民・企業の方などの協力を得ることで、多様なプログラムの実施が可能。
- 特別支援学校を会場にして「バリアフリー」を確保するとともに、参加者に条件を設けないことで、在校生のみならず、地域における障害者の生涯学習の「場」として機能。



# 一麦会（社会福祉法人・和歌山県）における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

## 経緯・概要

- 昭和52年以降、障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん」（放っておけない）として、「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかった人についての支援の仕組みづくりを推進。
- はぐるま共同作業所結いの学習活動、ポズックの創作品販売やちんどん楽団、ハートフルハウス創の古民家カフェを通じた交流、みんなで踊り隊のよさこい踊り、「青年学級すばらしき仲間たち」の当事者活動、アートサポートセンターRAKUの表現活動や作品展、作業所交流運動会、文化祭、夏祭り、登山、スキーなどを展開。



## 工夫点・ポイント

### 【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター、福祉事業所、病院、保健所、特別支援学校、企業など、多様な主体とネットワークを形成し専門的知見を活用。
- 可能な限り地域の自主的な団体や活動と連携し、地域生活を豊かにする取組を推進。

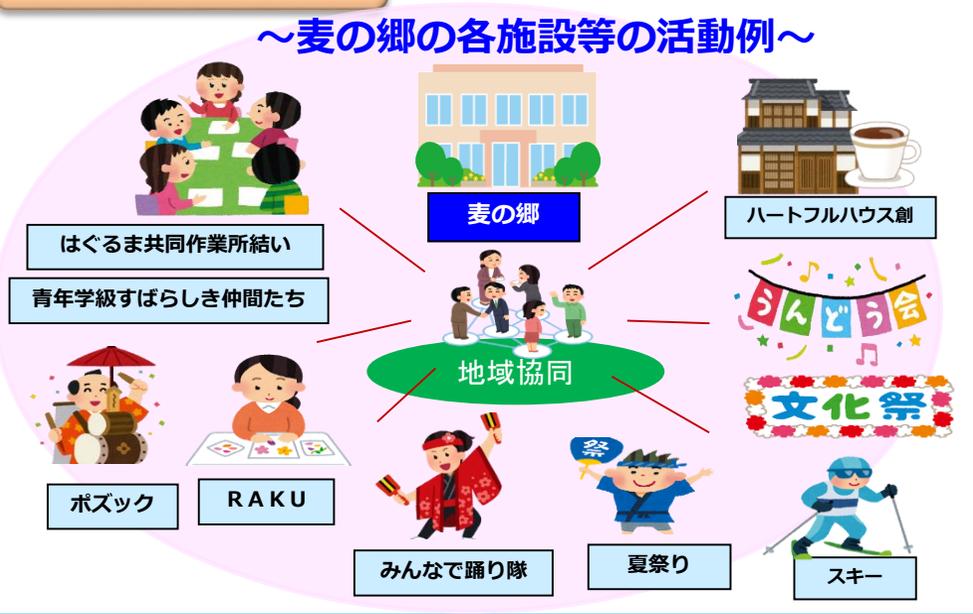
### 【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 一麦会全体を通じて、教育、文化、スポーツ、余暇・レクリエーション、居場所づくりなど多種多彩なプログラムを展開。
- 結いでは、生活、実用計算、文化、テーマ学習、話し合い、相談等の学習プログラムを実施。
- ポズックでは、芸術・創作活動と仕事をつなげていき、生涯学習と起業の一体的な取組を志向。

### 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 特別支援学校教員OB、企業経験者、福祉施設職員等の専門家が各活動のネットワークの中核として活動。

## 実施体制



## 取組の成果

- 関係機関・団体との連携や個々人のネットワークを通じて、量的・質的に充実した活動を総合的に展開。地域の健常者との交流活動も活性化。
- 福祉・教育制度の狭間で支援が届かなかった人が、多様な活動に携わることで、生きがいづくりや社会参加につながり、共生社会の実現にも寄与。



# オープンカレッジ東京における障害者の生涯学習活動に係る取組

## 1. 概要

- 18歳以降の成人期知的障害者(2004年以降は定型発達者も含む)を対象に、東京学芸大学で実施。
- 1995年開始、22年目。大学における成人期知的障害者への生涯学習支援では、最も歴史あり。
- 運営委員会は、大学教授、学生、特別支援学校教員、特例子会社職員、福祉関係職員等30名で構成。
- 毎講座50名ほど参加、幾つかのグループを作って活動。



講座の様子

## 2. 学習内容

毎年 9月～12月に計4回講座を実施  
1995年～2016年の講座数 110講座



生涯発達支援と地域生活支援の4領域

4領域をもとに学習内容を取り上げ、  
成人期にとって真に重要な学習内容を見いだす  
講座内容の4領域への分類

学ぶ・楽しむ	書道でSHOW Let' Dance サイエンスラボ(科学講座) ディスカバーJAPAN・World(地理講座)
くらす	安心安全ケータイライフ 自分を守る～消費者被害からの回避 自分を守る2～携帯電話でのトラブルと消費者金融 日常生活の“考えるわざ”～携帯電話の契約と生活費
はたらく	くらしのマネー講座～今後の生活設計 自己理解 キャリアをデザインする
かかわる	裁判と人権 自分を守る(街で・職場で出会うトラブル、嫌な気分の時) 好印象を与える身だしなみ

# ～ お知らせ ～

文部科学省HPでは、障害者の生涯学習の推進に関する情報を公開しています！  
是非ご覧ください！

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)

障害者の生涯学習

検索

or

